平成２１年（フ）第３０２５号
福岡市東区松島３丁目９番12―701号
債務者　仁禮　雄一
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０２６号
福岡市東区松島３丁目９番12―701号
債務者　仁禮こずえ（旧姓梶山）
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０３２号
福岡県宗像市光岡36番地12
債務者　大野　福松
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０４１号
福岡市博多区東月隈４丁目15番３―302号
債務者　山田　　薫
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０４４号
福岡市南区野多目４丁目23番21号
債務者　小田　利香（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０５４号
福岡県古賀市花見南２丁目15番16号
債務者　氷室　昌治
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０７１号
福岡市早良区野芥７丁目35―３　まゆみ荘
債務者　三浦　孝弘
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１０２号
福岡県糟屋郡志免町片峰１丁目５番16号　リバーシティ片峰Ｂ201号
債務者　横石　暁子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１０５号
福岡市東区筥松３丁目４番９号
債務者　宮本　　悟
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１１０号
福岡市西区内浜１丁目18番３―104号
債務者　西島　雅美
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４３３号
福岡県久留米市荒木町荒木1084番地10
債務者　野中　正義
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４３４号
福岡県久留米市荒木町荒木1084番地10
債務者　野中美智子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４６１号
福岡県久留米市国分町737番地９
債務者　久保田セツ子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第７４８号
鹿児島県鹿児島市南林寺町25番８―506号
債務者　上野　秀夫
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７６３号
鹿児島県鹿児島市原良町2902番地８　サニーパレスＢ棟303号
債務者　永田　勇樹
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７７９号
鹿児島県鹿児島市東谷山７丁目７番16号
債務者　泊　　純一
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７８４号
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目50番７号　コーポ式301号
債務者　内村　敏宏
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７９７号
鹿児島県鹿児島市錦江台３丁目５番10号
債務者　上野　靖雄
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係